独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文目次

十六	十 五	十四四	十三	<u>+</u>	+	+	九	八	七	六	五.	四	三	<u>-</u>	_
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)	〔 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)	水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)	独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号) …
) 附 則	(附 則	(附 則	(附 則	(附 則	(附 則	(第	(第	(第	(第	(第	(第	(第	(第	(第	(第
則第二十九条関係	則第二	則第二十	則第二十六	則第二	則第二十	+	九	八	七	六	五.	兀	三	=	_
十九	十八	十七	一十六	十五	一 十 匹	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条
条関	条 関	· 条 関	条関	条 関	条関	関	関	関	関	関	関	関	関	関	関
係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)	係)
46	45	44	41	40	39	36	33	30	27	24	21	18	15	11	1

○ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)(第一条関係)独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文

(傍魚
線の部
分は改
以正部
分

究機構」という。)は、農業及び食品産業に関する技術上の総合第四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研(研究機構の目的)	法人農業・食品産業技術総合研究機構とする。通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三(名称)	とする。	1 第一章 総則(第二十四条・第二十五条) 第二章	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法	改正案
研究機構」という。)は、農業に関する技術上の試験及び研究等第四条(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「(研究機構の目的)	法人農業・生物系特定産業技術研究機構とする。通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三(名称)	的とする。 機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目第一条 この法律は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究(目的) 第一章 総則	B B B B B B B B B B	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法	現

を担う人材の育成を図ることを目的とする。 系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行う る技術の向上に寄与するとともに、 的な試験及び研究等を行うことにより、 な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、 ことにより、 生物系特定産業技術の高度化に資するほか、 民間等において行われる生物 農業及び食品産業に関す 近代的

2

「削る。

(事務所)

第五条 (略)

(資本金)

第六条

(略)

2 (略)

ものとする。 号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示す出資することができる。この場合において、政府は、第十五条各 きは、予算で定める金額の範囲内において、 政府は、 前項の規定により研究機構がその資本金を増加すると 政府は、 研究機構に追加して

4 それぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。 当該政府以外の者は、 ものとして示して出資しなければならない。この場合において、 条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべき 政 府以外の者は、 研究機構に出資しようとする場合は、 同条第二号から第四号までに掲げる業務の 第十五

(持分の払戻し等の禁止)

第七条

略

究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより を行うことにより、 定産業技術の高度化に資することを目的とする。 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研 農業に関する技術の向上に寄与するとともに 一物系特

2

略

(特定独立行政法人)

第五条 法人とする。 研究機構は 通則法第二条第二項に規定する特定独立 行

(事務所)

(資本金)

第六条

(略)

第七条 (略)

(略)

3 号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示す 出資することができる。この場合において、 きは、予算で定める金額の範囲内において、 ものとする。 政府は、 前項の規定により研究機構がその資本金を増加すると 政府は、 研究機構に追加して 第十四条各

4 条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべき それぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。 当 ものとして示して出資しなければならない。この場合において、 該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務 政府以外の者は、 研究機構に出資しようとする場合は、 第十四

第八条 (持分の払戻し等の禁止)

2 -

二 前号に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。	する職員とみなす。	様とする。 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	第十一条(略)(役員の任期)	第十条 (略) (副理事長及び理事の職務及び権限等)	第九条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	
二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研第十三条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の第十三条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の第三章 業務等			第十二条(略)(役員の任期)	第十一条(略)(副理事長及び理事の職務及び権限等)	第十条 (略) (役員) 第二章 役員	第九条(略)(持分の譲渡し等)

するものを除く。)。 るもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属 術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技 鑑定及び講習を行うこと(次項に規定する業務に該当す

匹 配布を行うこと。 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の

五. 託して行い、その成果を普及すること。 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委

に該当するものを除く。 に委託して行い、その成果を普及すること(前号に掲げる業務 独立行政法人をいう。 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等 以下この項において同じ。 以外の者 (政府及

う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。 び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行 政府等以外の者に対し、 生物系特定産業技術に関する試験及

(略)

(略)

十九八 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

「削る。」

十 一 略

2

(略

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、 それ

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

びにこれらに附帯する業務 前条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並

> 業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法 人の業務に属するものを除く。)。 調査、 鑑定並びに講習を行うこと(次項に規定する

(略)

兀

研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと 民間において行われる生物系特定産業技術に関 する試験及び

Ŧi. を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独) 以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究 行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。 政府等 (政府及び独立行政法人をいう。 次号において同じ。 立

七二六 (略)

託して行 生物系特定産業技術に関する基礎的な その成果を普及すること。 試験及び研究を他

(略)

2 (略)

(区分経理)

第十四条 研究機構は、 次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに

附帯する業務

- 二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務
- 帯する業務
 三 前条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれに附

四 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 条に規定する業務の財源に充てることができる。の定めるところにより、当認めてロサート(ナ 段の規定による変更の認可を受けたときは、 間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 \mathcal{O} よる積立金があるときは、 項又は第二項の規定による整理を行った後、 期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一 号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の 務に係るそれぞれの勘定において、 承認を受けた金額を、 研究機構は、 前条第一号、 当該中期目標の期間の次の中期目標の期 当該次の中期目標の期間における第十四 その額に相当する金額のうち主務大臣 通則法第二十九条第二項第一 第二号及び第四号に掲げる業 その変更後のもの) 同条第一項の規定に (同項後

3 (略)

- の規定により同項の使途に充てる場合」とする。
 定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三4 前条第三号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条
- る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法5 第一項から第三項までの規定は、前条第三号に掲げる業務に係

- 附帯する業務 一間の場所のでは、 一 前条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに
- 三 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

《利益及び損失の処理の特例等》

第十五条 条に規定する業務の財源に充てることができる。の定めるところにより、当該次の中期目標の期 段の規定による変更の認可を受けたときは、 間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 項又は第二項の規定による整理を行った後、 期 号に規定する中期目標の期間 \mathcal{O} よる積立金があるときは、 務に係るそれぞれの勘定において、 承認を受けた金額を、 、間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四 研究機構は、 前条第 当該中期目標の期間の次の中期目 当該次の中期目標の期間 その額に相当する金額のうち主務大臣 一号、 (以下この項において「中期 通則法第二十九条第二項 第三号及び第四号に掲 その変更後の 同条第一 における第十三 項の規定に 同 条第 ŧ 目 げ の期 る業 項 標 第 後

(略)

3

- る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係

号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、れた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省 とあるのは 第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)」 る業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。 第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えら 「農林水産省、 財務省及び第二条第三号の政令で定め 第二項中「主務省 財務省及び (前条第)

6

「削る。

「削る。

(余裕金の運用の特例)

第十七条 る。 法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができ 係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方 研究機構は、 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務に

> 号に掲げる業務に係るものについては、 れた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省(前条第三 とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定め 第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)」 第四十四条第一項」とあるのは る業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。 「第四項の規定により読み替えら 農林水産省、 財務省及び

(略

6

(長期借入金)

第十六条 ることができる。 な費用に充てるため 研究機構は 主務大臣の認可を受けて、 第十三条第 項第四号に掲げる業務に必 長期借入金をす 要

2 業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見 を聴かなければならない らかじめ、 主務大臣は、 農林水産省 前項の規定による認可をしようとするときは、 財務省及び第一 一条第三号の政令で定める あ

(償還計画)

第十七条 主務大臣 研究機 の認可を受けなければならない が構は、 毎事業年 度 長期借入金 0 償還計画 を立て

2 業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見 っかじめ、 聴かなければならない 主務大臣は 農林水産省 前項 の規定による認可をしようとするときは、 財 務省及び第 一条第三号の政令で定める あ

(余裕金の運用の特例)

第十八条 法によるほか、 係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方 研究機構は、 財政融資資金への預託により運用することができ 第十四条第二号及び第四号に掲げる業務に

第四章 雑則

(緊急時の 要請)

第十八条

農林水産大臣は、

ができる。 第十四条第 及び研究、 調査、 項 第 分析又は鑑定を実施すべきことを要請すること 号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験 次に掲げるときは、 研究機構に対し、

生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。 それがあると認められる場合において、 農作物、 家畜又は家きんに重大な被害が生じ、 当該被害の拡大又は発 又は生ずるお

要があると認めるとき れる場合において 品質が適正でない食品が流通し、 これを放置しては 一般消費者の利益を保護するため緊急の必 般消費者の利益を著しく害すると認めら 又は流通するおそれがあり

2

(出資者原簿)

第十九条 (略)

ならない。 に係る出資ごとに、 出資者原簿には、 各出資者について次の事項を記載しなければ 第十五条第二号から第四号までに掲げる業務

<u>\{</u> (略)

3

(略)

(残余財産の分配)

第 に係る各出資者に対し、 げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務 る額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲 二十条 に対し、 条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府 てなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五 同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当す 研究機構は、 解散した場合において、その債務を弁済し 同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属

> 第四 章 雑則

(緊急時の要請)

第十九条 すべきことを要請することができる。 げる業務のうち必要な試験及び研究、 該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認める ときは、 が生じ、 研究機構に対し、第十三条第一項第一 又は生ずるおそれがあると認められる場合において 農林水産大臣は 農作 物、 家畜又は家きんに重大な被害 調査、 分析又は鑑定を実施 号及び第二号に掲 当

2

略

(出資者原簿)

十条

(略)

2 ならない。 に係る出資ごとに、 出資者原簿には、 各出資者について次の事項を記載しなければ 第十四条第二号から第四号までに掲げる業務

<u>\{</u> (略

3

(略

(残余財産の分配)

第 掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業 務に係る各出資者に対し、 する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、 府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当 四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政 してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、 十一条 研究機構は、 解散した場合において、 同条第四号に掲げる業務に係る勘定に その債務を弁済 同条第三号に 第十

それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、

とする。
に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度2 前項の規定により第十五条第二号から第四号までに掲げる業務

3 (略)

(協議)

- 一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。

の規定による承認をしようとするとき

うとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 | 五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしよ2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十 2

は、次のとおりとする。第二十二条。この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣気

(主務大臣等)

(略)

- 所管する大臣 財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を 財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、 ・通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失二 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加
- 水産大臣 水産大臣 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林
- 及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関す四 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であって、農林漁業

、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対

とする。 に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度2 前項の規定により第十四条第二号から第四号までに掲げる業務

3 (略)

(協議)

ばならない。第二十二条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

- 第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定に
- 二 第十五条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む

よる認可をしようとするとき

-)の規定による承認をしようとするとき。
- うとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしよュ 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十

(主務大臣等)

は、次のとおりとする。|| 第二十三条|| この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣

(各)

- 所管する大臣 財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業をの処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失二 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加
- 水産大臣 水産大臣 アース 第十四条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林
- 及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関す四 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、農林漁業

る事項については、 農林水産大臣

五. 大臣 業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 酒類製造 財務

三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項 については、 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 当該事業を所管する大臣 第二条第

七 水産大臣 第十五条第四号に掲げる業務に関する事項については、 農林

2 • 略

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十三条 規定中 る省の独立行政法人評価委員会」とする。 究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管す 行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・ 第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの 十九条第三項、第三十条第三項、 「評価委員会」とあるのは、 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二 第三十八条第三項、 「評価委員会、 食品産業技術総合研 財務省の独立 第四十四条

2

3 法 第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政 \mathcal{O} \mathcal{O} 三項、第二十九条第三項、 は、 規定の適用については、 人評価委員会」とする。 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第 独立行政 法 人農業 これらの規定中 第三十条第三項及び第三十五条第二項 食品産業技術総合研究機構法第二条 「評価委員会」とある 3

4

第五章 則

た者は、 -四条 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第十二条 の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用

> る事項については、 農林水産大臣

五. 大臣 業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 酒 E類製造 財務

六 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項 については、当該事業を所管する大臣 第二条第

水産大臣 第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、

七

2 • 3 (略

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十四条 研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管 規定中「評価委員会」とあるのは、 第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの 行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・ する省の独立行政法人評価委員会」とする。 十九条第三項、第三十条第三項、 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則 第三十八条第三項、 「評価委員会、 生物系特定産業技術 財務省の独立 第四 一十四条 法

2 (略)

のは、 三項、第二十九条第三項、 政法人評価委員会」とする。
条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行 の規定の適用については、これらの規定中 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第 「独立行政法人農業・ 第三十条第三項及び第三十五条第二項 生 物系特定産 業技術研究機構法第二 「評価委員会」とある

4 (略

第 Ŧī. 章 罰則

(略)

第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(略)

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第五条(略)	第四条(略)(事務所)	[削る。]	第一章 総則(第一条—第五条) 第二章 役員及び職員(第六条—第十条) 第三章 業務等(第十一条—第十八条) 第三章 業務等(第十一条—第十八条) 附則 第一章 総則(第十七条・第十八条) 第三条 独立行政法人水産総合研究センター(以下「センター」と第三条 独立行政法人水産総合研究センター(以下「センター」とがある。	目次 改 正 案
第六条(略)	第五条(略)(事務所)	法人とする。	(センターの目的) 第二章 殺員(第七条―第九条) 第三章 業務等(第十条―第十三条) 第三章 業務等(第十条―第十三条) 第三章 業務等(第十条―第十三条) 第二章 間則(第十六条) 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則	目次 現 行

2		 笙	 笠		<u></u>		_
→ 各 限 け	ー〜三(咯) 業務を行う。 第十一条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の(業務の範囲) 第三章 業務等	る職員とみなす。 五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十(役員及び職員の地位)	とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とか、 との職を退いた後も、 同様の、 といターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密 (役員及び職員の秘密保持義務)	第八条(略)(役員の任期)	第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) (役員) (役員) (役員) (役員) (役員) (役員) (役員	
	ー〜三 (略) 務を行う。 務十条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業第十条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業の業別の範囲)			第九条(略)(役員の任期)	第八条 (略) (理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	

(調査結果の公表等)

第十二条 (略)

(区分経理)

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。第十三条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ

- | 第十一条第一項、第四項及び第五項に規定する業務
- 二 第十一条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十四 ところにより、 による変更の認可を受けたときは、 通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 受けた金額を、 あるときは、 \mathcal{O} 中 及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項 -期目標の期間 規定による整理を行った後、 条 センターは、 その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る 当該次の中期目標の期間における第十 (以下この項において「中期目標の期間」という 通則法第二十九条第二項第一号に規定する 同条第一項の規定による積立金が その変更後のもの) (同項後段の規定 一条第 の定める 一項

2~4 (略

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第 十五条 す ち必要な試験及び研究、 ターに対し、第十 生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大 又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、セン べきことを要請することができる。 農林水産大臣は、 条第 調査、 項第 水産動植物に重大な被害が生じ、又は 分析、 一号及び第三号に掲げる業務のう 鑑定又は技術の開発を実施

第十一条 (略) (調査結果の公表等)

(区分経理)

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ

- 第十条第一項、第四項及び第五項に規定する業務
- 二 第十条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十三条 0 通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 受けた金額を、 あるときは、 中 び ところにより、 0 による変更の認可を受けたときは、 第二項に規定する業務の財源に充てることができる。 規定による整理を行った後、)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一 -期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という センターは、 その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る 当該次の中期目標の期間における第十条第一項及 通則法第二十九条第二 同条第一項の規定による積立金が その変更後のも 項第 (同項後段の規定 号に 0 項又は第二項 0) 規 定める 定 する

2~4 (略)

第四章 雑則

(緊急時の

要請)

第十四条 生ずるおそれがあると認められる場合において、 必 ターに対し、第十条第 又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 きことを要請することができる。 要な試験及び研究、 農林水産大臣は、 調査、 項第 水産動植物に重大な被害が生じ、 分析、 一号及び第三号に掲げる業務のうち 鑑 定又は技術の開発を実施す 当該被害の拡大 セン 又は

2

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。二 第十四条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけー 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者第五章 罰則	第十六条 (略) (主務大臣等)
ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。二 第十三条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけー 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	第五章 罰則	第十五条 (略) (主務大臣等)

○ 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第五条(略)(資本金)	第四条(略)(事務所)	「削る。」	施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及。)は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗第三条 独立行政法人種苗管理センター(以下「センター」という(センターの目的)	第一章 総則	目次 第一章 総則(第十条) 第二章 役員及び職員(第六条—第十条) 第四章 雑則(第十三条) 第四章 雑則(第十三条) 第四章 報則(第十四条・第十五条)	改正案
第六条(略)(資本金)	第五条 (略) (事務所)	法人とする。	施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実の検査、ばれいしょその他の農作物の増殖に必要な種苗の生産及。)は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗第三条 独立行政法人種苗管理センター(以下「センター」という(センターの目的)	第一章 総則	B	現

2・3 (略)	₹ センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を3の範囲)	る職員とみなす。 五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十(役員及び職員の地位)	とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。	第八条(略)(役員の任期)	第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員
2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 万び配布を行うこと。 遅れいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産ー・二 (略)	第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行(業務の範囲) 第三章 業務等			第九条(略)(役員の任期)	第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ 二一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 一をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 を第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 第十	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者第五章 罰則	第十三条 (略) (主務大臣等) (第四章 雑則	第十二条 (略)
ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけつ 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	第五章 罰則	第十二条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	- 条 (略)

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	第五条(略)	第四条 (略) (事務所)	[削る。]	第一章 総則	B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次 B、	改正案
第八条 (略) (理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	第六条(略)	第五条 (略) (事務所)	法人とする。	第一章 総則	B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次	現行

	<i>h</i> /s	<i>\tau_{\tau}\</i>	<i>15/</i> 15	<i> </i>	<i> </i>	htts:	<i>50</i> 5
第十五条	第 は、 一 条 第	第十三条	第十二条	第十一条 (業務第	第 五 号 (役員	第九条 を漏らし とする。	第八条
センター	一年以下の 条 第九条 別	-三条 (略) (主務大臣等) (期)	-二条 (略)	-一条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	る職員とみなす。 工号)その他の罰則の 十条 センターの役員 (役員及び職員の地位)	ング	八条 (略)(役員の任期)
の役員は1号のいず	の懲役又は罰則	則		務 等	る職員とみなす。 五号)その他の罰則の適用については十条。センターの役員及び職員は、刑(役員及び職員の地位)	でする。 に対し、又は盗用してはならない で漏らし、又は盗用してはならない の役員及び職員の秘密保持義務)	
リれかに	三十万円					(はなら) (おり) (はなら) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり	
が円以下で	以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処第九条の規定に違反して秘密を漏らし、章 罰則				いては、刑法	な は 「 い 、 。 職	
をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その	一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は第五章 罰則				注	。その職を退いた職務上知ることの	
処する。	する。一又は盗				法令により公務に従事す(明治四十年法律第四十		
する。その違反行為	又は盗用した者				に 従 第 四 す 十	後も、同様	
第十三条	笙	第十二条第第	第十一条五	第一条条案等			第九条
セ	第五章	大四(臣章	-一条 (略)	- 条 (業務の範囲) 第三章 **			(略)
-の役員:	罰則	·) 雑 則	<u> </u>	g) 業務等			
は、二十ずれかに							
万円以下							
の過料に							
役員は、二十万円以下の過料に処する。のいずれかに該当する場合には、その							
ンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為							

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	第五条(略)	第四条 (略) (事務所)	[削る。]	第一章 総則	目次	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	第六条(略)	第五条(略)(事務所)	法人とする。	第一章 総則	目次 第一章 総則 (第一条—第六条) 第二章 程則 (第十二条) 第四章 雑則 (第十二条) 第五章 罰則 (第十二条)	現行

をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十四条(第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者第五章(罰則)	第十三条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十二条 (略) (積立金の処分)	第十一条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	る職員とみなす。 五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十(役員及び職員の地位)	とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。	第八条(略)(役員の任期)
をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	有 第五章 罰則	第十二条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十一条(略)(積立金の処分)	第十条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	9 1	12/4 111	第九条(略)(役員の任期)

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第七条 (略) : (理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	第五条 (略)	第四条 (略)	[削る。]	第一章 総則	目次	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 被員 ()	第六条(略)(資本金)	第五条 (略) (事務所)	人とする。	第一章 総則	目次	現

をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十四条(第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者(第五章)罰則	第十三条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十二条(略)(積立金の処分)	第十一条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	職員とみなす。 一号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する第十条 大学校の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五(役員及び職員の地位)	する。	第八条 (略) (役員の任期)
をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	第五章 罰則	第十二条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十一条(略)(積立金の処分)	第十条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等			第九条 (略) (役員の任期)

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員		第四条 (略) (事務所)	[削る。]	第一章 総則	目次 目次 目次	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	第六条(略)	第五条(略)(事務所)	人とする。	第一章 総則	B次	現行

をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十四条(第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者(第五章)罰則	第十三条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十二条	第十一条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	職員とみなす。 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五(役員及び職員の地位)	する。	第八条 (略) (役員の任期) (
をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	者 第五章 罰則	第十二条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十一条 (略) (積立金の処分)	第十条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	る 五	と を	第九条 (略) (役員の任期) (役員の任期) ((((((((((((((((((

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	第五条(略)	第四条 (略) (事務所)	[削る。]	第一章 総則	B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次 B、	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	第六条(略)	第五条(略)(事務所)	人とする。	第一章 総則	B	現行

第八条 2 第九条 第十三条 第十二条 第十一条 第十条 おいて、 漏らし、 が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合に 職員とみなす。 する。 ことができる。 はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請する 止するため緊急の必要があると認めるときは、 号) その他の罰則の適用については (役員及び職員 (役員の任期) (緊急時の要請) (役員及び職員の秘密保持義務) (積立金の処分) (業務の範囲) 一条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的な調査及び研究又 第四章 第三章 研究所の役員及び職員は、 研究所の役員及び職員は (略) 農作物、 農林水産大臣は、 又は盗用してはならない。 (略) (略) 業務等 雑則 の地位) 家畜又は家きんに重大な被害が生ずることを防 農業生産の対象となる生物の生育環境 職務上知ることのできた秘密を 刑 法 その職を退いた後も、 法令により公務に従事する 钥 治四 研究所に対し、第 + 年法律第四十五 同様と 第九条 2 第十二条 第十条 第十一条 おいて、 これに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請するこ が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合に とができる。 止するため緊急の必要があると認めるときは、 十条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的 (役員の任期) (緊急時の要請) (積立金の処分) (業務の範囲) 第四章 第三章 農林水産大臣は、 農作物、 (略) 雑則 業務等 ②必要があると認めるときは、研究所に対し、第家畜又は家きんに重大な被害が生ずることを防 農業生産の対象となる生物の生育環境 な調査及び研究又は

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十五条(第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者(第五章)罰則	第十四条 (略) (主務大臣等)
ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけー 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	第五章 罰則	第十三条(略)(主務大臣等)

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略)	第五条(略)	第四条(略)(事務所)	[削る。]	第一章 総則	目次 第一章 総則 (第一条—第五条) 第二章 程則 (第十二条) 第四章 雑則 (第十二条) 第四章 雑則 (第十二条)	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) 第二章 役員	第六条 (略)	第五条 (略) (事務所)	法人とする。 	第一章 総則	目次	現

をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は第五章 罰則	第十三条 (略) (主務大臣等) 第四章 雑則	第十二条(略)(積立金の処分)	第十一条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等	る職員とみなす。 五号)その他の罰則の適用については、法令 第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明2 (役員及び職員の地位)	とする。 家加条 センターの役員及び職員は、職務上知ることの (役員及び職員の秘密保持義務)	第八条(略)(役員の任期)
-に処する。 と と をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。には、その違反行為 第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為	加する。 第五章 罰則	第十二条(略)(主務大臣等)第四章 雑則	第十一条 (略) (積立金の処分)	第十条(略)(業務の範囲)第三章(業務等	法令により公務に従事す(明治四十年法律第四十	その職を退いた後も、同様務上知ることのできた秘密	第九条 (略) (役員の任期)

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第七条(略)(理事の職務及び権限等)	第六条 (略) (役員) 第二章 役員及び職員	第五条(略)	第四条 (略) (事務所)	[削る。]	第一章 総則	B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次 B、	改正案
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条 (略) (役員) 第二章 役員	第六条(略)	第五条(略)(事務所)	人とする。	第一章 総則	B	現行

(主務大臣等)	2 (略) 2 (略) 2 (略)	第十二条(略)(積立金の処分)	第十一条(略)(業務の範囲)第三章 業務等	職員とみなす。 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五(役員及び職員の地位)	する。	第八条(略)(役員の任期)
(主務大臣等)	2 (略) 第四章 雑則	第十一条(略)(積立金の処分)	第十条 (略) (業務の範囲) 第三章 業務等			第九条(略)(役員の任期)

ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ	一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。	第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 第十四条	は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十五条(第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者(第五章)罰則	第十四条 (略)
ればならない場合において、その承認を受けなかったとき。二年十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなけ	第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。	R十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為		第五章 罰則 第十三条 (略)

○ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)(附則第二十四条関係)

2~5 (略)		2~5 (略)
計画を定めなければならない。	ばならない。	画を定めなけれ
□ 以下「センター」という。)が実施すべき人工ふ化放流に関する	という。)が実施すべき人工ふ化放流に関する計	下「センター」という。)
○ の増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センター ()	の維持のために独立行政法人水産総合研究センター(以	の個体群の維持
第二十条 農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びます	産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びます	第二十条 農林水
(センターが実施すべき人工ふ化放流)	が実施すべき人工ふ化放流)	(センターが実
現	改正案	

○ 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)(附則第二十五条関係)

(傍線の部分は改正部分	
は改正部分)	

こ今四 (略)

(設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (設立及び業務) (製力のほか、次の各号に掲げる各省各庁について 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁について 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁について 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁について 2 前項に定めるもののほか、次もの又は国立大学法人等に常 (特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常 (特定独立行政法人以外の独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常 (特定独立行政法人以外の独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常 (特定独立行政法人以外の独立法人以外の独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に (略) (報立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に (本で独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に (本のとし、臨時に使用される者をは、職員とみないるでに規定する独立行政法人のうち別表第三に 人、第三十一条第一号に規定するとを要しなのは「並とあるのは「が表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	立及び業務) (設立	立及び業務) (設立	立及び業務) (設立	A TOTAL PROPERTY OF THE PROPER	第三条	項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁について 2 前項に定めるもののほか、次の	げる職員をもつて組織する組合を設け は、)	る。 る。	(略)	林野庁に属する職員 四 農林水産省 林野庁並び	独立行政法人	(略) 3~5	立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常 (特定独立行政法人以外の独立行政法	の取扱い) 時勤務することを要する者の取扱	行政法人以外の独立行政法人のうち別 第百二十四条の三 特定独立行政法	の又は国立大学法人等に常時勤務することを要 表第三に掲げるもの又は国	(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人 する者(特定独立行政法人以外	ない者で政令で定めるものを含むも 等に常時勤務することを要しな	し、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まない のとし、臨時に使用される者そ	のとする。)は、職員とみなして、この法律の規定を適用する」ものとする。)は、職員とみなして	の場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定」 。この場合においては、	「並びにその所管する特定独立行政法 独立行政法人」とあるの	十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に 人、第三十一条第一	もの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項 掲げるもの及び同号	野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木」「項中「及び当該各省も		センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一 は「並びに当該各省!	「及び当該各省各庁の所管する時定蚀立庁攺去人」とあるの― 条第一号こ規定するまセンター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一― は「並びに当該各省1	
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (では、)						ののほか、次の各号に掲げる各省各庁につい	該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設?				野庁並びに独立行政法人林木育種センター	人森林総合研究所に属する職員		以外の独立行政法	を要する者の取扱い)	定独立行政法人以外の独立行政法	の又は国立大学法人等に常時勤務することを	政法人以外	とを要しな	される者そ	、戦員とななって、この去聿	耶貞とみだして この治律	は、真	3るのは「並びにその所管するは、第三条第一項中「及びでは、第三条第一項中「及びできる。)	一号にあるのでは、	号一あて あるは、 見んに 見んに	省 号 号 あ て 耶 子 号 に 見 の こ 耶	省 省 号 号 あて まる 日 男 一 男 こ まる に 耶 まま に 見 に しょ	る独立行政法人のうち引表第三こ掲げるも省各庁の所管する特定独立行政法人、第三省各庁の所管する特定独立行政法人」とあ号に規定する国立大学法人等」と、第八条の号に規定する独立行政法人のうち別表第一号に規定するをでしての所管する特定独立行び、第三条第一項中「及びその所管する事員とみだして、2022年の共気を通見	て独各各に号るは耶

び同号に規定する国立大学生,条第一号に規定する独立行政; 表第三に掲げるもの、 政法人」とあるのは 立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と 規定中「特定独立行政法人」とあるのは 務」とあるのは ち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、 に当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、 び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並 第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行 読替えは、 同号に規定する国立大学法人等」と、 政令で定める。 「業務」と、 「特定独立行政法人、 国立大学法人等」とするほか、 第九十九条第五項から第七項までの 法人のうち別表第三に掲げるもの及 第三十七条第一項 「特定独立行政法人、 独立行政法人のうち別 独立行政法人のう 第四章中「公 必要な技術 竹一人及 独 び

別表第三 (第百二十四条の三関係)

	独立行政法人家畜改良センタ		究所独立行政法人産業技術総合研	(略)	名称
号) 一名沒有實正儿一五	4	法(平成十一年法律第百八十四法(平成十一年法律第百八十四	号) 所法(平成十一年法律第二百三所法(平成十一年法律第二百三独立行政法人産業技術総合研究	(略)	根拠法
				(1	

別表第三(第百二十四条の三関係)

(略)	名
	称
(略)	
	根
	拠
	法

規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、 ち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、 的読替えは、 表第三に掲げるもの、 政法人」 立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と 務」とあるのは「業務」と、 び に当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、 法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行 当該各省各庁の所管する特定 政令で定める。 国立大学法人等」とするほか、 とあるのは「特定独立行政法人、独第九十九条第五項から第七項までの 独 立行政法人」 とあるの 独立行政 第四 必要な技術 3章中「公 法人のう は 並

シター かっぱん水産総合研究セ	独立行政法人森林総合研究所	研究センター独立行政法人国際農林水産業	究所独立行政法人農業環境技術研	究所独立行政法人農業生物資源研	技術総合研究機構独立行政法人農業・食品産業	独立行政法人水産大学校	
ター法 (平成十一年法律第百九 ター法 (平成十一年法律第百九	(平成十一年法律第百九十八号)	第百九十七号) 常百九十七号) 独立行政法人国際農林水産業研	四号) 四号) 一年法律第百九十 一年法律第百九十	三号)	法律第百九十二号) 法律第百九十二号) 独立行政法人農業・食品産業技	成十一年法律第百九十一号)独立行政法人水産大学校法(平	会) 独立行政法人林木育種センター
					究所独立行政法人産業技術総合研		
				F / /	所法(平成十一年法律第二百三所法(平成十一年法律第二百三独立行政法人産業技術総合研究		

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

		3 2 第	
定による要請をするよう求めることができる。センター法(平成十一年法律第百九十九号)第十五条第一項の規	四号)第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十八	法律第百八十三号)第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産 では独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年 所法(平成十一年法律第百八十号)第十二条第一項の規定による なときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究 生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認め を員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は (緊急時の要請等)	改正案
第十四条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)(平成十一年法律第百九十六号)第十二条第一項若しくは独立行	四号)第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十	法律第百八十三号)第十二条第一項、独立行政法人農業・生物系然の文は独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年3 委員会は、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究るときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究るときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究第二十七条 (略)	現

_
(傍線
豚の
部
分
は改
完
部
分

(略)	独立行政法人農業・食品産業 独立行政法人農業・食品産業 で及び第十号(業務の範囲 まで及び第十号(業務の範囲	(略)	文書名	別表第三 非課税文書の表(第五	改
(略)	術総合研究機構	(略)	作成者	(第五条関係)	正案
				見げ	
(略)	独立行政法人農業・生物系特 定産業技術研究機構法(平成 十三条第一項第一号から第三 十三条第一項第一号から第三 で、業務の範囲)の業務 に関する文書	(略)	文書名	別表第三 非課税文書の表(第五条関係)	現
(略)	強立行政法人農業・生物系特定	(略)	作成者	条関係)	行

改正案	現
第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一~四 (略)
五 次に掲げる独立行政法人に関すること。	五 次に掲げる独立行政法人に関すること。
イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	イ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
[削る。]	二 独立行政法人農業工学研究所
	亦 独立行政法人食品総合研究所
二(略)	(略)
六・七 (略)	